

帯広市発注工事における現場代理人の兼任等に関する取扱基準

(主旨)

第1条 この基準は、帯広市発注工事における現場代理人の兼任及び帯広市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(兼任を認める工事)

第2条 工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であって、次の(1)又は(2)を満たす工事。

(1) 次のアからエの基準を全て満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

ア 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること。(他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る。)

イ 兼任する工事の契約金額がいずれも4,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)であること。

ウ 特記仕様書等において兼任が禁じられた工事でないこと。

エ 兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

(兼任する場合の留意点)

第3条 受注者は、発注者との連絡に支障を生じさせないよう連絡手段を確保するとともに、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の管理を行うこと。

2 現場代理人は、必ずいずれかの現場に常駐するとともに、不在の場合は連絡員を配置すること。

(兼任の手続き)

第4条 受注者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、「現場代理人兼任届(様式第1号)」を作成し、監督員に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により届出があった場合には、兼任の適否を判断し、速やかに現場代理人兼任回答書(様式第2号)を交付するものとする。

3 受注者は、受注している工事に工期、契約金額その他の変更があった場合は、速やかにその内容を監督員へ報告するものとする。

(兼任の解除)

第5条 市長は、兼任を認めた工事において施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。この場合において、市長は「現場代理人兼任取消通知書(様

式第3号)」により通知するものとする。

(常駐を要しない期間)

第6条 次の各号のいずれかに該当する期間には、現場代理人は現場への常駐を要しないものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確になっていなければならない。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年10月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条(2)の規定は、請負契約の時点に関わらず、この基準の施行の日以後は全ての工事について改正後の基準を適用する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、請負契約の時点に関わらず、この基準の施行の日以後は全ての工事について改正後の基準を適用する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、請負契約の時点に関わらず、この基準の施行の日以後は全ての工事について改正後の基準を適用する。